



主権者としての自覚と責務

千葉県地方自治研究センター 理事 小川 寛
 総武法律事務所 弁護士

一、昨年の大震災・原発事故により、改めて自然の脅威と人知の限界を思い知らされた。私達は、これまで当然と思っていた日常の生活や生き方、現代文明そのもののあり方自体を見直す必要があると思います。

各種の格差が拡大し続ける少子高齢社会に将来展望を見出せない市民は、閉塞感に囚われ既存政治家や政治団体に対し不平不満を募らせている。政権与党の民主党は党内紛争に明け暮れ誠に不甲斐ない。

かかる社会状況は即効的な解決を主張する英雄の登場を待望しがちです。橋下大阪市長に対する人気は異常であり民主主義の危機であると警鐘を鳴らしたい。

現今の世情を覆っている諸問題は、短兵急に解決できるほど単純ではない。冷静に行動し、現在および将来の人類・社会に対し過ちなきを期すことこそ肝要であると思います。

二、私の属する司法の分野は、法律の解釈・適用をめぐる対立を「裁判」という手続きで解決する権力行使の世界です。この分野で大きな変化が生じています。「裁判員裁判」と「強制起訴」に基づく刑事裁判の実施です。

特に小澤一郎氏に対する「強制起訴」に基づく刑事裁判は、市民の手により、社会的政治的影響力のある裁判が開かれたことで極めて画期的です。

そもそも、被告人を起訴するか否かは法務省の行政官である検察官が独占的に決定しています(起訴独占)。したがって、検察官の「不起訴」処分に対し、市民から選ばれた代表(検察審査委員)が、その処分を批判して起訴すべしと議決して、検察官はそれに拘束されず、自ら再捜査のうえ再度「不起訴」とすることが出来ました。

かつて私の担当した泰道三八公職選挙法違反告訴事件について、千葉地検は「不起訴」としました。そこで千葉検察審査会に審査申し立てをしたところ、同審査会は「不起訴不当」と議

決しました。しかし、千葉地検は再捜査の結果再度「不起訴」とし、金権千葉の打破を希求する市民の声を封じてしまいました。

しかし、時は流れて10年前に始まった司法制度改革を機に、自由でフェアで責任ある社会にするために司法が強くなければならず、司法に国民的基盤を与える必要があるとして「裁判員裁判」と共に「強制起訴」の制度が導入されました。

「強制起訴」の制度は、検察審査会の「起訴相当」の議決に対し検察官が再び「不起訴」としたときは、先の検察審査会とは別の検察審査会が再度の審査を行い、やはり起訴すべきと認めるときは「起訴議決」をします。すると裁判所はその議決に基づいて検察官役の指定弁護士を選任して起訴手続きに入ることになりました(平成19年5月改正施行)。

このように「市民の声」により「裁判所の門」が開けられ、市民の疑いが裁判の場で公開審議されることになったのです。その結果、小澤一郎氏も証言台に立ちました。事実関係が詳しく語られたようです。

第1審判決は無罪となりましたが、検察官作成の自白調書の大半が証拠として採用されなかったことが原因で、その失態は大問題です。しかし、判決で認定された事実関係は政治的、社会的、倫理的に重大な問題点を含んでおります。「強制起訴」裁判の機能を十分に果たしているように思います。

指定検察官は第1審判決を不服として控訴しました。上訴裁判所がこれからどのように判断するかは予断を許しません。

三、このように市民の検察行政への参画強化は、司法分野である「裁判員裁判」と共に新たな責務を主権者の市民に科すことになりました。主権者の責任はますます重大です。軽挙妄動を排し冷静沈着に行動することが求められていることを肝に銘じるべきでしょう。